

12. 税制改正の概要と市税収入及び税連動交付金等への影響

(単位 千円)

概要	改正年度	影響額(調定額ベース)		
		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
<p>個人市民税</p> <p>定額減税の実施 令和6年度(2024年度)分の個人住民税所得割額から、納税者本人及び配偶者を含めた扶養家族1人につき都民税と合わせて1万円の減税を実施する。また、令和7年度(2025年度)分の個人住民税所得割額から、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(国外居住者を除く)を有する納税者について都民税と合わせて1万円の減税を実施する。 ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の場合に限る。</p> <p>給与所得控除の見直し 給与所得控除の最低保障額について、65万円(現行55万円)に引き上げる。※令和8年度(2026年度)の個人住民税から適用</p> <p>大学生年代の子等に関する特別控除の創設 大学生年代の子等について一定の所得を超えた場合、親等の受けられる控除の額が段階的に通減する仕組みを導入(控除額:最高45万円)する。※令和8年度(2026年度)の個人住民税から適用</p> <p>扶養親族等に係る所得要件の引上げ等 ①扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円(現行48万円)に引き上げる。 ②ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額要件を58万円以下(現行48万円以下)に引き上げる。 ③勤労学生の前年の合計所得金額要件を85万円以下(現行75万円以下)に引き上げる。 ※①・②・③ともに令和8年度(2026年度)の個人住民税から適用</p>	<p>令和6年度 (2024)</p> <p>令和7年度 (2025)</p> <p>令和7年度 (2025)</p> <p>令和7年度 (2025)</p>	<p>△ 21,390</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p>-</p> <p>△ 151,315</p> <p>△ 15,670</p> <p>△ 89,046</p>	<p>-</p> <p>△ 151,393</p> <p>△ 15,678</p> <p>△ 89,092</p>
<p>軽自動車税</p> <p>種別割のグリーン化特例の延長 令和5年度(2023年度)税制改正において現行制度が令和8年度(2026年度)まで3年間延長された。なお、乗用の営業用車両(25%軽減車両に限る)は令和7年度(2025年度)まで2年間延長される。 ※平成30年(2018年)4月1日からグリーン化特例により燃費基準達成度に応じた軽減措置(令和元年度(2019年度)まで2年延長)がとられた。 軽課期間内に新規取得される四輪車等に対する翌年度のみの措置(例) 軽四輪自動車用乗用車 10,800 → 5,400円(50%軽減) 軽四輪自動車用貨物車 5,000 → 2,500円(50%軽減) ※平成31年度(2019年度)税制改正において令和3年度(2021年度)まで2年間延長された。なお、電気自動車等に関し令和5年度(2023年度)まで軽減措置がとられた。 ※令和3年度(2021年度)税制改正において対象区分の重点化及び基準の切り替えが行われた。</p>	<p>令和5年度 (2023)</p>	<p>△ 3,358</p>	<p>△ 3,421</p>	<p>-</p>
<p>固定資産税</p> <p>生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するための特例措置 令和3年(2021年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までに取得した先端設備等について、固定資産税の課税標準額を3年間ゼロとする。</p> <p>中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置 物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るための特例措置 (1) 令和5年(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までに取得した機械・装置等(一定の条件を満たしたもの)について、固定資産税の課税標準額を最初の3年間、価格の2分の1とする。ただし、給与等支給額の引上げを労働者に表明した中小事業者等については、次のとおりとする。 ・令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までに取得 最初の5年間価格の3分の1 ・令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までに取得 最初の4年間価格の3分の1 (2) 令和7年(2025年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までに取得した機械・装置等(一定の条件を満たしたもの)について、固定資産税の課税標準額を、給与等支給額の引上げ率に応じて次のとおりとする。 ・給与等支給額を1.5%以上引き上げ 最初の3年間価格の2分の1 ・給与等支給額を3%以上引き上げ 最初の5年間価格の4分の1</p>	<p>令和2年度 (2020)</p> <p>令和5年度 (2023)</p> <p>令和7年度 (2025)</p>	<p>△ 14,669</p> <p>△ 7,011</p> <p>-</p>	<p>△ 2,389</p> <p>△ 6,218</p> <p>△ 3,075</p>	<p>-</p> <p>△ 4,794</p> <p>△ 6,456</p>